

上田日本無線株式会社
グリーン調達ガイドライン



〔ニッコウキスゲ〕

2010年 10月 第4版

JRC 上田日本無線株式会社
Ueda Japan Radio Co., Ltd.

環 境 方 針

基本理念

上田日本無線株式会社は、経営理念「エレクトロニクス技術をもって、人類の健康と安全に寄与し、情報通信分野に貢献する」に基づき、地球環境の保全が重要課題の一つである事を認識し、事業活動のあらゆる段階で、環境の保全に配慮して行動する。

基本方針

- (1) 事業活動、製品及びサービスにおいて、環境影響に適切に対応する環境マネジメントシステムを構築し、社会的要求に応える。
- (2) 技術的、経済的に可能な範囲で、省エネルギー・省資源・廃棄物削減・有害化学物質削減等、継続的改善に取り組み、汚染の予防に努める。
- (3) 環境関連法規及び会社が同意するその他の要求事項を順守し環境の保全と向上に努める。
- (4) 環境改善活動を実践するための環境目的及び環境目標を定めその達成のため最善の努力をする。又継続的改善を図るため、環境目的及び環境目標は、定期的な見直しをする。
- (5) 環境方針を文書化し実行し維持する。全ての作業員に周知徹底するため、環境方針及び環境目的、目標を記載した環境方針カードを作成し配布する。
- (6) 環境方針は、要請により社外へ公表する。

上田日本無線 グリーン調達ガイドライン（第4版）

第1版 作成 平成17年12月22日
第2版 作成 平成18年 6月20日
第3版 作成 平成19年 2月 2日
第4版 作成 平成22年10月 7日
発行 平成22年10月25日

上田日本無線株式会社
〒386-8608
資材部
品質保証部

長野県上田市踏入2-10-19
TEL 0268-26-2163
TEL 0268-26-2158

はじめに

上田日本無線株式会社（以下「当社」という。）の環境活動は1999年に環境ISO14001「環境マネジメントシステム」を取得し、毎年環境行動計画を立案しそれに基づき環境保全活動に取り組んできました。

その取り組みの一環として、お客様が製品に対してご満足頂けるように環境負荷の少ない資材の調達（グリーン調達）の推進を図るべく、お取引先の皆様の協力を得ながら活動を進めてまいりました。

このたび、『グリーン調達ガイドライン』を社会的規制及び業界の動き等による時代の要請に即した内容にすることを目的に見直しを行い第4版として発行いたしました。

本グリーン調達ガイドラインの主旨をご理解頂き、調達取引先の皆様におかれましても今まで以上のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

上田日本無線株式会社
資材部
品質保証部

目 次

1. 目 的
2. 適用範囲
 - 2.1 製品への適用範囲
 - 2.2 部品、材料への適用範囲
3. 調達取引先様への依頼事項
 - 3.1 EMS（環境マネジメントシステム）の構築及び維持
 - 3.2 環境負荷物質調査
 - 3.3 環境負荷物質以外の環境負荷低減に関する事項
 - 3.4 納品に関する事項
 - 3.5 材料・製法等の変更に関する事項
4. 環境負荷物質
 - 4.1 使用禁止物質
 - 4.2 含有管理物質
5. 用語の定義

グリーン調達ガイドライン第4版 環境負荷物質群概要

表1 使用禁止物質

表2 含有管理物質

別冊 グリーン調達ガイドライン第4版 環境負荷物質一覧表

1. 目的

当社の環境基本方針を受け、当社製品が地球環境の保全に十分配慮したものであるために、環境負荷の小さい製品、部品、材料等を調達することを目的とします。

2. 適用範囲

当社製品を構成するために調達するもの、全てに適用します。ただし、顧客より指定のあった製品、部品及び材料、また当社が指定した部品及び材料については適用を除外します。

2.1 製品への適用範囲

- (1) 当社が設計、製造を委託した製品、および購入する他社製品
- (2) 包装材（製品及び部品の包装材、および輸送のための梱包材料）

2.2 部品、材料への適用範囲

- (1) 部品（電気部品、機械部品） 材料（配線材、金属、非金属材料、包装材料）
- (2) アクセサリー品（AC/DCアダプター、充電器など機器に使用する付属品）
- (3) 副資材（はんだ、テープ、接着剤、油脂類等）
- (4) 印刷物（取扱説明書、保証書等の同梱物）
- (5) 包装材（輸送及び保護に使用するもの、ただし納入者によって回収、再利用されるものは対象外とします。）

3. 調達取引先様への依頼事項

3.1 EMS（環境マネジメントシステム）の構築及び維持

- (1) ISO14001、エコアクション21、エコステージ、KESの認証の取得、または下記の内容を含むEMSを構築し維持すること。
 - 1) 経営者による環境方針の策定と従業員への周知を行なっている。
 - 2) 環境保全活動を推進する組織および環境保全計画を有している。
 - 3) 関連法規制を明確にし、遵守している。
- (2) 環境負荷物質管理（混入防止の識別等）体制を整備し、これに下記の内容を含むこと。
 - 1) 環境負荷物質管理者を任命している。
 - 2) 顧客要求に対する適合を確認する仕組みが有る。
 - 3) 不適合が発覚した場合、是正処置及び顧客への報告体制が整っている。
 - 4) 納入品に関するデータ及び記録を保管している。

3.2 環境負荷物質調査

下記、(1)～(5)の全てまたは、一部について調査を依頼しますので、ご協力をお願いします。

製品含有化学物質調査回答は、顧客指定の調査用紙又は、JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会）が発行する『製品含有化学物質管理ガイドライン』に沿って作成をお願いします。

- (1) RoHS指令禁止6物質不使用／使用情報調査
調査回答は、設計値又は実測値に基づくものとする。
- (2) 含有量（全構成成分）調査
- (3) 分析測定データ調査
- (4) P F O S類の含有調査
- (5) 法規制・業界基準・顧客要求によるその他の調査

3.3 環境負荷物質以外の環境負荷低減に関する事項

- (1) 省資源・省エネルギー
納入品は必要とするエネルギー（電力、化石燃料）の消費量を可能な限り少なくすること。
また、省資源に配慮すること。
- (2) リサイクルの容易性
 - 1) 納入品に使用する材料の種類は可能な限り統一すること。
 - 2) 納入品は可能な限り再使用が可能な部品、再資源化が可能な材料ごとに容易に分解が可能な構造とすること。
 - 3) 納入品には、可能な限り材料名を明記するなど、再資源化及び最適な廃棄処理を実施するために必要な情報を容易に消えない方法で表示すること。
 - 4) 納入品に使用する材料は、可能な限り再生材料を使用すること。また製品に対して可能な限り減量化を図ること。
- (3) 材料表示
容易に消えない方法で、判別が容易であること。
- (4) 分解の容易性
 - 1) 修理しやすい構造であること。
 - 2) 使用しているねじの種類の一統等、締結部分の種類、数の削減などリサイクルのための解体又は分離が容易であること。
- (5) 廃棄処理の容易性
 - 1) 機械粉碎、焼却処理施設や処理作業への影響を考慮すること。
 - 2) リチウムイオン電池等、引火、粉塵爆発等の可能性のある部材の分離が容易であること。
- (6) 長期間使用可能
納入品は、長期的な使用が可能となるよう配慮すること。

(7) 包装材

リサイクル可能な材料への分離が容易であること。
94/62/EC (EU梱包廃棄物指令) に配慮すること。

(8) 情報の提供

製品カタログ、ホームページなどにより、省エネ、省資源等の機能の存在及びそれらの機能の効率的な活用方法を伝えるよう配慮すること。

3.4 納品に関する事項

- (1) 構造：繰り返し再使用可能の構造とすること。
- (2) 材料：再生材料を使用するとともに使用量を最小限にすること。
- (3) 表示：容易に消えない方法で材料名を表示すること。プラスチック材料への表示は、JIS-K-6899-1～4、JIS-K-6999 によること。
- (4) 輸送：輸送時には、環境影響が小さくなるよう配慮すること。
- (5) 廃棄削減：納入品を当社に納品する際に使用した梱包材は、過剰包装の禁止、通い箱化、回収等の方法により削減を図ること。

3.5 材料・製法等の変更に関する事項

不使用保証書等の対象となる納入品に関して、4M・D 変更（使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造管理責任者等）を行う際は、事前に変更内容を当社指定書類（4M・D 変更届出書）にて都度提出をお願いします。

4. 環境負荷物質

国内および海外における法規制を基に環境負荷物質を選定しました。
添付のグリーン調達ガイドライン第4版 環境負荷物質群概要 表1及び表2により示します。
詳細は別冊のグリーン調達ガイドライン第4版 環境負荷物質一覧表の参照をお願いします。

4.1 使用禁止物質

表1に使用禁止物質群並びに選定の基になる法規制を示します。

4.2 含有管理物質

表2に含有管理物質群並びに選定の基になる法規制を示します。

5. 用語の定義

(1) EMS (Environmental Management Systems)

EMSとは環境マネジメントシステムのこと。EMSは国際規格であるISO 14001のような規格そのものを示す場合と、個々の組織(企業)における環境上のマネジメントシステムを示す場合の双方がある。組織にとって、EMSは本来業務である経営上の課題を実現するための必須システムと言われている。

(2) ISO 14001、エコアクション2.1、エコステージ、KES

ISO 14001は環境上の国際規格であり、我が国では比較的規模の大きい企業を中心に導入されている。エコアクション2.1以下は導入及び運用のためのコスト等に配慮した中小企業向けの環境マネジメントシステムである。

(3) 環境負荷物質

(5) 項の使用禁止物質及び(6) 項の含有管理物質を併せて環境負荷物質と言う。

(4) RoHS指令

EU(欧州連合)が2006年7月1日に施行した有害物質規制。電気電子機器への特定有害物質の含有を禁止するもの。規制対象となっているのは鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)の6物質である。

(5) 使用禁止物質

各国の法令、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化審法、安全衛生法、オゾン層保護法、RoHS指令(閾値設定有り)等により含有が禁止されている化学物質(群)である。

・別冊のグリーン調達ガイドライン第4版 環境負荷物質一覧表 表1に示す。

(6) 含有管理物質

法令等による禁止物質では無いが、使用禁止物質に対する考え方を準用し、環境、健康、安全面や廃棄物処理の過程等におけるリスク管理の観点から、使用の抑制、削減等の管理をすべき物質として規定したものである。

・別冊のグリーン調達ガイドライン第4版 環境負荷物質一覧表 表2に示す。

(7) JGPSSI (Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)

グリーン調達調査共通化協議会のことであり、電気・電子機器メーカーの有志の企業が集まり、部品及び材料に含有する化学物質調査の共通化の議論を目的としている。

(8) JGPSSI別表A / B の24物質群

別冊のグリーン調達ガイドライン第4版 環境負荷物質一覧表のJGPSSI分類No欄塗りつぶしの24物質群(表1. 使用禁止物質; 15物質群、表2. 含有管理物質; 9物質群)から構成される。

(9) PFOS類

残留性有機汚染物質であるパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩であり人工的な有機フッ素化合物です。用途としては表面処理剤や界面活性剤などに多く利用されている。欧州では2008年6月よりPFOSの生産、輸入、使用が禁止されることになりました。法的根拠は76/769/EECの第30回改正による2006/122/ECである。

環境負荷物質群概要

表1. 使用禁止物質

UJRC 物質群No.	JGPSSI 分類No.	化学物質群名称	主な参照法令
1~7	C04	オゾン層破壊物質 (CFC類、ハロン類、HCFC類、 HBCF類、四塩化炭素等)	JGPSSI、オゾン層保護法
14	C01	アスベスト類	JGPSSI、安衛法禁止
15	B05	PCB;ポリ塩化ビフェニル	JGPSSI、化審法第一種
16	B06	ポリ塩化ナフタレン(塩素数3個以上)	JGPSSI、化審法第一種
18	C02	アゾ化合物;アゾ染料・顔料(着色剤)、特定アミン ベンジジン	JGPSSI、独国内法 労安法
		4-アミノジフェニル(及びその塩)	安衛法禁止
		β (ベータ)-ナフチルアミン(及びその塩)、2-ナフチルアミン	安衛法禁止
24	B09	塩素化パラフィン;塩素系難燃剤(炭素数10-13、 塩素50wt%以上)	JGPSSI、独国内法
25	A17	ビス(トリフェニルス)=オキシド	JGPSSI、化審法第一種
26	A18	有機スズ化合物(トリフェニルス、トリフェニルス)	JGPSSI、化審法第二種
37	C06	放射線物質	JGPSSI、放射線障害防止法
40	A05	カドミウム及びその化合物	JGPSSI、RoHS規制<100ppm>
41	A07	六価クロム化合物	JGPSSI、RoHS規制<1000ppm>
42	A09	鉛及びその化合物	JGPSSI、RoHS規制<1000ppm>
43	A10	水銀及びその化合物	JGPSSI、RoHS規制<1000ppm>
44	B02	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	JGPSSI、RoHS規制<1000ppm>
	B03	ポリ臭化ジフェニル・エーテル類(PBDE類)	JGPSSI、RoHS規制<1000ppm>
8	—	トリクロロエチレン	大防法(有害大気汚染物質)
9	—	テトラクロロエチレン	大防法(有害大気汚染物質)
10	—	1,2-ジクロロエタン	大防法(有害大気汚染物質)
11	—	1,1,2-トリクロロエタン	大防法(VOC)、特管産廃
12	—	クロロホルム	大防法(有害大気汚染物質)
13	—	ジクロロメタン;塩化メチレン	大防法(有害大気汚染物質)
17	—	ヘキサクロロベンゼン	化審法第一種
19	—	アルドリン	化審法第一種
20	—	デルドリン(ディルドリン)	化審法第一種
21	—	エンドリン	化審法第一種
22	—	DDT	化審法第一種
23	—	クロルデン	化審法第一種
27	—	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン	化審法第一種
28	—	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	化審法第一種
29	—	トキサフェン	化審法第一種
30	—	マイレックス	化審法第一種
31	—	ケルセン(2,2,2-トリクロロ-1,1(4-クロロフェニ ル)エタノール)	化審法第一種
32	—	ヘキサクロロ-1,3-ブタジエン;六塩化ブタジエン	化審法第一種
33	—	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ -tert-ブチルフェノール	化審法第一種
34	—	ビス(クロロメチル)エーテル	安衛法禁止
35	—	4-ニトロジフェニル(及びその塩)	安衛法禁止
36	—	クロルピリホス	建築基準法
38	—	黄リン <P ₄ 、ただし「黄燐マッチ」として >	安衛法禁止
39	—	ダイオキシン類 <PCDF, PCDD, コプラナー-PCB >	ダイオキシン規制法

環境負荷物質群概要

表2. 含有管理物質

UJRC 物質群No.	JGPSSI 分類No.	化学物質群名称	主な参照法令
7	A01	アンチモン／アンチモン化合物	JGPSSI、PRTR法一種、安衛通知
52	A13	セレン／セレン化合物	JGPSSI、PRTR法一種、安衛通知、毒物
61	A11	ニッケル及びその化合物	JGPSSI、PRTR法一種、安衛通知
67	A02	ヒ素及びその無機化合物	JGPSSI、PRTR法一種、安衛通知、毒物
73	C05	フタル酸類	JGPSSI
77	A03	ベリリウム及びその化合物	JGPSSI
78	A04	ビスマス及びその化合物	JGPSSI
151	B08	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類をのぞく)	JGPSSI
155	B07	ポリ塩化ビニル<PVC>	JGPSSI
1	—	亜鉛の水溶性化合物	PRTR法一種
10	—	インジウム及びその化合物	PRTR法二種、安衛通知
14	—	塩化水素	安衛通知、劇物(20%超)
17	—	塩素	安衛通知、劇物
20	—	銀及びその水溶性化合物	PRTR法一種、安衛通知
21	—	3価クロム化合物	安衛通知
29	—	コバルト化合物	PRTR法一種、安衛通知
31	—	無機シアン化合物	毒物
55	—	銅及びその化合物	安衛通知
66	—	バリウム及びその化合物	PRTR法一種、安衛通知
74	—	フッ素及びその無機化合物	安衛通知
83	—	ホウ素及びその化合物	PRTR法一種
89	—	モリブデン及びその化合物	PRTR法一種、安衛通知
90	—	ヨウ素	劇物
96	—	アルミニウム化合物(水溶性塩)	安衛通知
123	—	ジルコニウム及びその化合物	安衛通知
124	—	炭化ケイ素	安衛通知
156	—	PFOS類、PFOA類	POP's条約、EU76/769/EEC規制

注、含有管理物質については、物質数が多いため、無機化合物を主に掲載しました。

その他物質の詳細は別冊のグリーン調達ガイドライン第4版「環境負荷物質一覧表」を参照ください。